

改正

令和 3 年 5 月10日 告示第100号

令和 4 年 3 月14日 告示第34号

令和 7 年 2 月26日 告示第37号

大和市災害被害による罹災証明等取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内で発生した災害による被害に係る罹(り)災証明書等の交付のほか、被害状況の調査、被害の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 住家等 災害の被害認定基準について（平成13年 6 月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙。以下「認定基準別紙」という。）に定める住家及び非住家をいう。
- (3) 外観目視調査 住家等の外観の損傷状況を目視によって把握する方法、住家等の傾斜を計測する方法及び住家等の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等を目視によって把握する方法（水害による損傷の場合にあっては、浸水深を目視によって把握する方法を含む。）により調査することをいう。
- (4) 内部立入調査 住家等に立ち入って内部から目視することにより、住家等の主要な構成要素ごとの損傷程度等を把握する方法（水害による損傷の場合にあっては、浸水深を目視によって把握する方法を含む。）により調査することをいう。

(証明書の種類等)

第 3 条 市内で発生した災害による被害について、市長が発行する証明書の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 罹災証明書 住家等の不動産に係る法第90条の 2 第 1 項に規定する災害による被害の程度を証明する書面をいう。
- (2) 被災届出証明書 災害により動産又は不動産に係る被害（罹災証明書の交付の対象となるものを除く。）が生じた旨の届出があったことを証明する書面をいう。

2 前項各号の証明書（以下「罹災証明書等」という。）により証明する事項は、災害による被害に関する事項とし、被害額及び被害の発生原因に係る証明は行わないものとする。

(罹災証明書の交付申請)

第 4 条 市内で発生した災害の被災者であって、罹災証明書の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、罹災証明等申請書により市長に申請しなければならない。

2 罹災証明書の申請に係る期間は、災害発生の日から 6 月以内とする。ただし、大規模災害によって被害が生じたときその他市長が必要と認めたときは、当該期間を延長できるものとする。

(第 1 次調査の実施)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る住家等の被害状況の調査を行うものとする。

2 前項の規定による調査（以下「第1次調査」という。）は、外観目視調査によるものとする。

（第1次調査による罹災証明書の交付）

第6条 市長は、第1次調査によって、災害との因果関係が認められ、かつ、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知「「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定について」別添）に規定する認定基準に基づき、次の各号のいずれかに該当する被害の程度であると認められる場合には、その旨を認定し、罹災証明書を交付するものとする。

- （1）全壊
- （2）大規模半壊
- （3）中規模半壊
- （4）半壊
- （5）準半壊
- （6）一部損壊

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する指針以外に国から被害の程度を定める通知等が発出された場合、市長は、当該通知等に定める認定基準に基づき被害の程度を認定し、罹災証明書を交付することができる。ただし、第1次調査によって災害との因果関係が認められるものに限る。

（第1次調査による罹災証明書の不交付）

第7条 市長は、第1次調査によって、災害との因果関係が認められない場合又は前条各号に掲げる程度の被害が生じていると認められない場合は、理由を付して、当該住家等に災害による被害が認められなかった旨を申請者に通知するものとする。

（水害による被災に係る調査の特例）

第8条 次の各号のいずれにも該当する場合の住家の被害状況の調査に係る第5条第2項の適用については、「外観目視調査」とあるのは、「外観目視調査に加え、内部立入調査」と読み替えるものとする。

- （1）水害により被災したこと。
- （2）3階建以上の戸建の住家（木造又はプレハブ造のものを除く。）であること。
- （3）津波、越流、堤防決壊等水流若しくは泥流又は瓦礫（れき）等の衝突による外力被害がないこと。

（第1次調査の省略に係る特例）

第9条 第5条第1項及び第6条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、第1次調査を省略して、罹災証明書を交付することができる。

- （1）被害を受けた日付及び被害の程度が確認できる写真等の資料を添付して申請していること。
- （2）前号の資料により一部損壊程度の被害に該当することが確認できること。
- （3）申請者との面談により前号の被害と災害との間に因果関係が認められること。
- （4）申請者が罹災証明書の即日交付を求めていること。

（第2次調査の実施）

第10条 第6条の規定による被害の程度の認定に不服がある者又は第7条の規定により被害が認められなかった旨の通知を受けた者（第8条の規定により読み替えて適用する第5条第2項の第1次調査を受けた者を除く。）は、罹災証明書の交付又は被害が認められなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、当該罹災証明書又は被害が認められなかった旨の通知に

係る住家等について、第1次調査より詳細な調査（以下「第2次調査」という。）を実施するよう、建物被害認定第2次調査請求書により請求することができる。

2 前項の規定による請求は、既に交付を受けた罹災証明書又は被害が認められなかった旨の通知に係る書面を添付してしなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、当該申請に係る住家等の被害状況について第2次調査を実施する必要があるか否かを審査しなければならない。

4 前項の規定による審査の結果、第2次調査を実施する必要があると認めるときは、市長は、第2次調査を実施するものとし、必要がないと認めるときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

5 第2次調査は、外観目視調査に加え、内部立入調査によるものとする。

（第2次調査による罹災証明書の交付等）

第11条 第6条及び第7条の規定は、第2次調査による罹災証明書の交付等について準用する。

（再調査の実施請求）

第12条 次に掲げる者は、市長に対し、被害の程度の認定又は被害が認められなかった旨の通知に係る住家等について再調査を実施するよう、建物被害認定再調査請求書により請求することができる。この場合において、再調査を請求する者は、再調査を実施すべき事情があることを疎明しなければならない。

（1） 第8条の規定により読み替えて適用する第5条第2項の第1次調査を受けた者であつて、第6条の被害の程度の認定に特に不服がある者

（2） 第8条の規定により読み替えて適用する第5条第2項の第1次調査を受けた者であつて、第7条の被害が認められなかった旨の通知を受けた者

（3） 前条の規定により準用する第6条の被害の程度の認定に特に不服がある者

（4） 前条の規定により準用する第7条の被害が認められなかった旨の通知を受けた者

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る住家等の被害状況について再調査を実施すべき事情の有無を審査しなければならない。

4 前項の規定による審査の結果、再調査を実施すべき事情があると認めるときは、市長は、再調査を実施するものとし、事情がないと認めるときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

5 再調査は、既に実施した調査内容を踏まえ、必要な範囲で実施するものとする。

（再調査による罹災証明書の交付等）

第13条 第6条及び第7条の規定は、再調査による罹災証明書の交付等について準用する。

（被災届出証明書の申請）

第14条 市内で発生した災害の被災者であつて、被災届出証明書の交付を受けようとするものは、罹災証明等申請書により、市長に申請しなければならない。

2 被災届出証明書の申請に係る期間は、災害発生の日から3月以内とする。ただし、大規模災害によって被害が生じたときその他市長が必要と認めたときは、当該期間を延長できるものとする。

（被災届出証明書の交付）

第15条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、被災届出証明書を交付するものとする。ただし、不動産に係る被災届出証明書は、当該被害が罹災証明書の交付の対象となる場合は交付

しない。

(罹災証明書等の再交付)

第16条 罹災証明書等の交付を受けた者で当該罹災証明書等の再交付を希望する者は、当該罹災証明書等の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内に、罹災（被災届出）証明書再交付申請書により、市長に当該罹災証明書等の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに罹災証明書等を再交付するものとする。

(罹災証明書等管理簿)

第17条 市長は、罹災証明書等の交付を請求された場合、被害の程度の調査を行った場合、罹災証明書等を交付する場合等は、罹災証明書等管理簿に所要事項を記入し、適切に管理しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第18条 第4条、第10条、第12条、第14条及び第16条の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(様式)

第19条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月10日告示第100号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月14日告示第34号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年2月26日告示第37号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

別表（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	罹災証明等申請書	第4条及び第14条
第2号様式	罹災証明書	第6条
第3号様式	建物被害認定第2次調査請求書	第10条
第4号様式	建物被害認定再調査請求書	第12条
第5号様式	被災届出証明書	第15条

第 6 号様式	罹災（被災届出）証明書 再交付申請書	第16条
第 7 号様式	罹災証明書等管理簿	第17条